



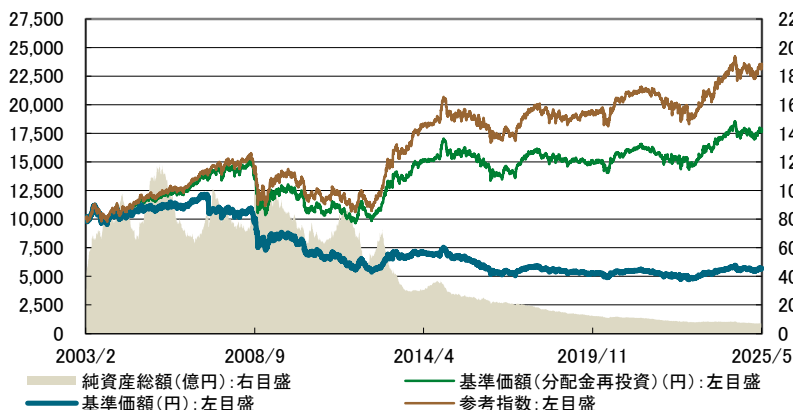
ヨーロッパ国債ファンド(毎月決算型) 《愛称:ユーロ十二星》

追加型投信／海外／債券

当初設定日 : 2003年2月28日

作成基準日 : 2025年5月30日

基準価額の推移



- ※ データは、当初設定日から作成基準日までを表示しています。
- ※ 基準価額(分配金再投資)は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しています。
- ※ 基準価額は、信託報酬控除後です。
- ※ 参考指数は、FTSE EMU国債インデックス(円ベース)です。当初設定日を10,000として指数化しています。

基準価額、純資産総額

	当月末	前月末比
基準価額	5,712 円	+ 53 円
純資産総額	7.17 億円	+ 0.05 億円

期間別騰落率

	ファンド	参考指数
1ヵ月	1.03%	1.47%
3ヵ月	5.26%	5.34%
6ヵ月	2.29%	2.13%
1年	0.03%	1.36%
3年	16.81%	18.45%
設定来	78.75%	135.81%

- ※ ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しています。

FTSE EMU国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、EMU(欧州経済通貨同盟)参加国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性及び完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏又は遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

設定来分配金合計額 8,859 円

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2024年	5 円	5 円	5 円	5 円	5 円	5 円	5 円	5 円	5 円	5 円	5 円	5 円
2025年	5 円	5 円	5 円	5 円	5 円	-	-	-	-	-	-	-

- ※ 運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

基準価額騰落の要因分析

分配金込み基準価額月間騰落額	58 円
前月末基準価額	5,659 円
当月末基準価額	5,712 円
当月分配金額	5 円
騰落額の内訳	
債券	11 円
為替	52 円
スウェーデン・クローナ	2 円
ポーランド・ズロチ	7 円
ユーロ	44 円
その他	- 5 円

- ※ 要因分析は、概算値であり、実際の基準価額の変動を正確に説明するものではありません。あくまで傾向を知るための目安としてご覧ください。

<本資料のお取り扱いにおけるご留意点>

- 当資料は三井住友トラスト・アセットマネジメントが作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- ご購入のお申込みの際は最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 投資信託は値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクを伴います。)に投資しますので基準価額は変動します。したがって、投資元本や利回りが保証されるものではありません。ファンドの運用による損益は全て投資者の皆様へ帰属します。
- 投資信託は預貯金や保険契約とは異なり預金保険機構および保険契約者保護機構等の保護の対象ではありません。また、証券会社以外でご購入いただいた場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。
- 当資料は信頼できると判断した各種情報等に基づき作成していますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、今後予告なく変更される場合があります。
- 当資料中の図表、数値、その他データについては、過去のデータに基づき作成したものであり、将来の成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、将来の市場環境の変動等により運用方針等が変更される場合があります。



ヨーロッパ国債ファンド(毎月決算型) 《愛称:ユーロ十二星》

追加型投信／海外／債券

当初設定日 : 2003年2月28日

作成基準日 : 2025年5月30日

資産の状況

※ 当ページの数値はマザーファンドベースです。債券評価額には経過利子を含めています。

資産内容

債券	97.66%
債券先物取引	0.00%
短期金融資産等	2.34%
合計	100.00%

※ 対純資産総額比です。

特性値

直接利回り	2.20 %
最終利回り	2.58 %
残存年数	7.08 年
修正デュレーション	5.90
銘柄数	13

※ 修正デュレーションとは債券価格の金利変動に対する感応度(変動率)を表しており、この値が大きいくほど金利変動に対する債券価格の変動が大きくなります。

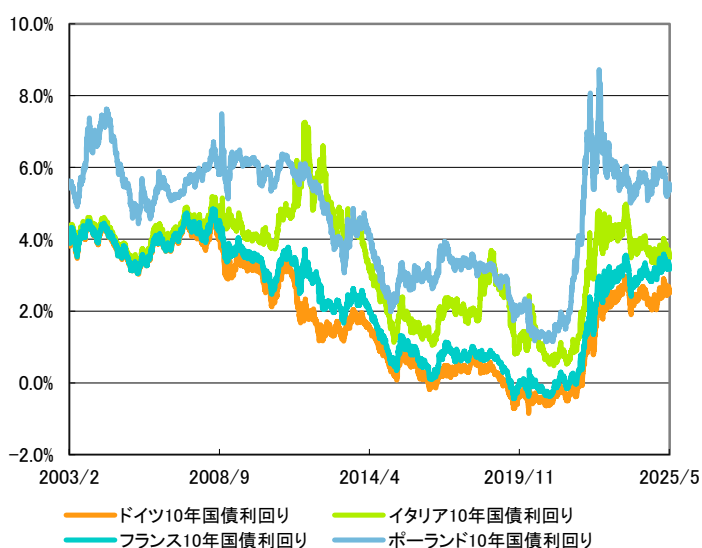
※ 利回り(税引前)は純資産総額に対する値、その他は組入債券に対する値です。また、ファンドの運用利回り等を示唆するものではありません。

通貨別組入状況

通貨	比率
ユーロ	90.48%
スペイン	41.71%
ベルギー	13.78%
オランダ	12.43%
ドイツ	11.64%
フランス	5.48%
アイルランド	5.45%
ポーランド・ズロチ	7.79%
スウェーデン・クローナ	1.72%

※ 対現物債券構成比です。

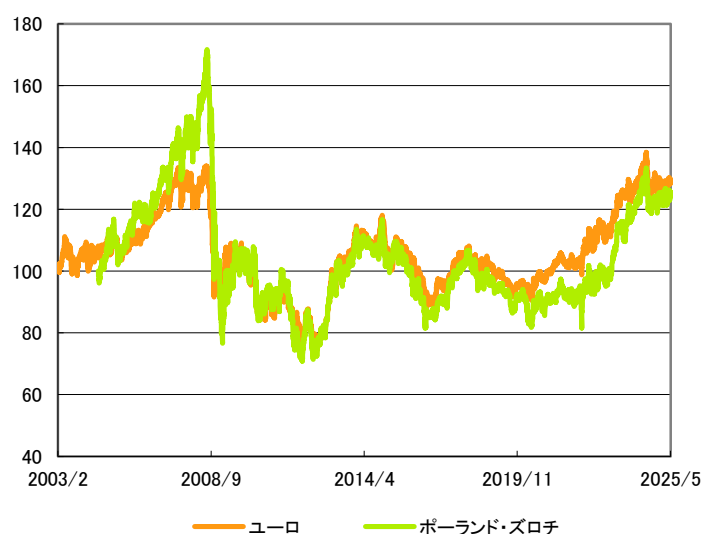
主要投資対象国の10年国債利回りの推移



※ データは、当初設定日から作成基準日までを表示しています。
※ イタリア10年国債利回りは、2012年4月27日基準より、税引後から税込に変更しています。

出所 : Bloomberg

主要投資対象通貨の対円為替の推移



※ ユーロのデータは当初設定日を100、ポーランド・ズロチのデータは公表開始日(2004年8月16日)を100として指数化し、作成基準日までを表示しています。

出所 : Bloomberg

<本資料のお取扱いにおけるご留意点>を必ずお読みください。



ヨーロッパ国債ファンド(毎月決算型) 《愛称:ユーロ十二星》

追加型投信／海外／債券

当初設定日 : 2003年2月28日

作成基準日 : 2025年5月30日



ファンドマネージャーのコメント

【市場動向】

＜債券市場＞

ユーロ圏の投資国の利回りは、月間では概ね横ばいとなりました。月前半は、米国の貿易問題を巡り相手国との協議が進展するとの期待や、米中両政府が相互に課した追加関税の大幅な引き下げに合意したことで貿易摩擦への懸念が後退し、利回りは上昇(価格は下落)しました。月後半は、フランスの消費者物価指数の伸び率が鈍化したことでECB(欧州中央銀行)が利下げに動きやすくなるとの見方が広がったほか、月末にかけて米長期金利が低下傾向になったことで、利回りは低下しました。

＜為替市場＞

日銀が早期に追加利上げに動くとの見方が後退したことや、米中両政府が相互に課した追加関税の大幅な引き下げに合意したことから低リスク通貨とされる円が売られ、ユーロは対円で上昇しました。

【運用実績】

通貨配分につきましては、ユーロを中心とした組み入れを維持しました。ユーロ圏の国別配分は、EU(欧州連合)の復興基金稼働による財政負担軽減やECBの欧州分断化防止策などへの期待から相対的な金利低下が見込まれるスペインの組入比率を高めに維持しました。また、ポートフォリオの平均デュレーションは、概ね前月と同程度の水準を維持しました。

【市場の見通し】

ユーロ圏景気は、関税引き上げによる景気悪化懸念などが重荷となる一方、ドイツを中心とした財政拡張観測やECBの利下げによる消費者心理の改善が下支えするものと見込みます。

＜債券＞

利下げ観測の高まりは金利低下圧力となるものの、市場は相応に織り込んだと見られることから、金利低下余地は限定的と見込まれます。

＜為替＞

関税引き上げによる景気悪化懸念などにより、ユーロの下落圧力が高まる場面が想定されますが、市場はECBによる利下げを相応に織り込んでおり、金利低下余地は限定的と見込まれることから、ユーロはもみ合いとなりそうです。



ヨーロッパ国債ファンド(毎月決算型) 《愛称:ユーロ十二星》

追加型投信／海外／債券

当初設定日 : 2003年2月28日

作成基準日 : 2025年5月30日



ファンドの特色

1. 主として高格付のユーロ建て欧州国債に分散投資し、ファミリーファンド方式で運用を行います。
(投資対象国通貨建ての国債に投資することもあります。)
2. インカムゲインを確保しつつ、中長期的な収益の獲得を目指します。
3. 原則として、毎決算時(年12回)に収益の分配を目指します。また、年2回(3月、9月)の決算時には、加算分配を目指します。

投資リスク

《基準価額の変動要因》

- ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。
従って、**投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。**
- **信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者の皆様に帰属します。**
- **投資信託は預貯金と異なります。**

【為替変動リスク】

為替相場は、各国の経済状況、政治情勢等の様々な要因により変動します。投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。

【金利変動リスク】

債券の価格は、一般的に金利低下(上昇)した場合は値上がり(値下がり)します。また、発行者の財務状況の変化等及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。債券価格が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

【信用リスク】

有価証券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、又はそれが予想される場合には、有価証券の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。

※ 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

《その他の留意点》

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ファンドは、大量の換金申込が発生し短期間で換金代金を手当てする必要がある場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止、取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

<本資料のお取扱いにおけるご留意点>を必ずお読みください。



ヨーロッパ国債ファンド(毎月決算型) 《愛称:ユーロ十二星》

追加型投信／海外／債券

当初設定日 : 2003年2月28日

作成基準日 : 2025年5月30日

お申込みメモ

- 購入単位 … 販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- 購入価額 … 購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
(基準価額は1万口当たりで表示しています。)
- 換金単位 … 販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- 換金価額 … 換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額とします。
- 換金代金 … 原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
- 申込締切時間 … 原則として、販売会社の営業日の午後3時半までにお申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- 購入・換金 … 申込日当日が次のいずれかの場合は、購入・換金のお申込みを受け付けられないものとします。
申込受付不可日 ロンドン証券取引所の休業日
 フランクフルト証券取引所の休業日
- 換金制限 … ファンドの規模及び商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間及び金額の制限を行う場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- 購入・換金申込受付中止及び取消し … 取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、及びすでに受け付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。
- 信託期間 … 無期限(2003年2月28日設定)
- 繰上償還 … 次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させることができます。
・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
・ファンドを償還することが受益者のために有利であると認める場合
・やむを得ない事情が発生した場合
- 決算日 … 毎月15日(休業日の場合は翌営業日)です。
- 収益分配 … 年12回、毎決算時に原則として収益分配を行う方針です。
- 課税関係 … 課税上は株式投資信託として取り扱われます。
公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。
ファンドは、NISAの対象ではありません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
なお、配当控除あるいは益金不算入制度の適用はありません。

ファンドの費用

《投資者が直接的に負担する費用》

■ 購入時手数料

購入申込受付日の翌営業日の基準価額に**2.75%(税抜2.5%)を上限**として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

■ 信託財産留保額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額に**0.1%**の率を乗じて得た額を、換金時にご負担いただきます。

《投資者が信託財産で間接的に負担する費用》

■ 運用管理費用(信託報酬)

運用管理費用(信託報酬)の総額は、以下の通りです。
純資産総額に対して**年率0.99%(税抜0.9%)**を乗じて得た額

■ その他の費用・手数料

有価証券の売買・保管、信託事務に係る諸費用等をその都度、監査費用等を日々、ファンドが負担します。これらの費用は、運用状況等により変動するなどの理由により、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※ 上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。

※ 詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「お申込みメモ」、「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

＜本資料のお取扱いにおけるご留意点＞を必ずお読みください。



ヨーロッパ国債ファンド(毎月決算型) 《愛称:ユーロ十二星》

追加型投信／海外／債券

当初設定日 : 2003年2月28日

作成基準日 : 2025年5月30日

委託会社・その他の関係法人の概要

- 委託会社 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社(ファンドの運用の指図を行う者)
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第347号
 加入協会 : 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会
 ホームページ : <https://www.smtam.jp/>
 フリーダイヤル : 0120-668001 受付時間 9:00~17:00 [土日・祝日等は除く]
- 受託会社 三井住友信託銀行株式会社(ファンドの財産の保管及び管理を行う者)



SMTAM投信関連情報サービス
 お客様が指定されたファンドに関する情報(基準価額、レポート)や投資に関するコラム等をLINEでお知らせします。
※LINEご利用設定は、お客様のご判断をお願いします。
 ※サービスのご利用にあたっては、あらかじめ「SMTAM投信関連情報サービス利用規約」をご確認ください。

販売会社

商号等		登録番号	加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
株式会社イオン銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第633号	○			
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券) ※1	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○		○	
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社) ※1	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○		○	
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○		○	○
岡三証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第53号	○	○	○	○
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第140号	○	○	○	○
ニューズ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第138号	○	○		
PWM日本証券株式会社 ※2	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第50号	○			○
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	○
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○

※1 ネット専用のお取り扱いとなります。

※2 2021年8月20日以降、新規の買付けを停止しており、換金のための受付となります。

- ・ お申込み、投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は、販売会社へお申し出ください。
- ・ 販売会社は今後変更となる場合があります。

<本資料のお取扱いにおけるご留意点>を必ずお読みください。

ヨーロッパ国債ファンド(毎月決算型) 《愛称:ユーロ十二星》

追加型投信／海外／債券

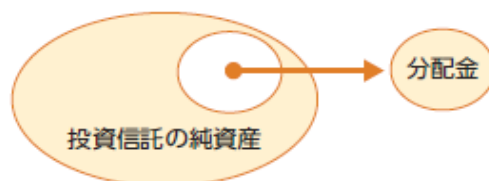
当初設定日 : 2003年2月28日

作成基準日 : 2025年5月30日

収益分配金に関する留意事項

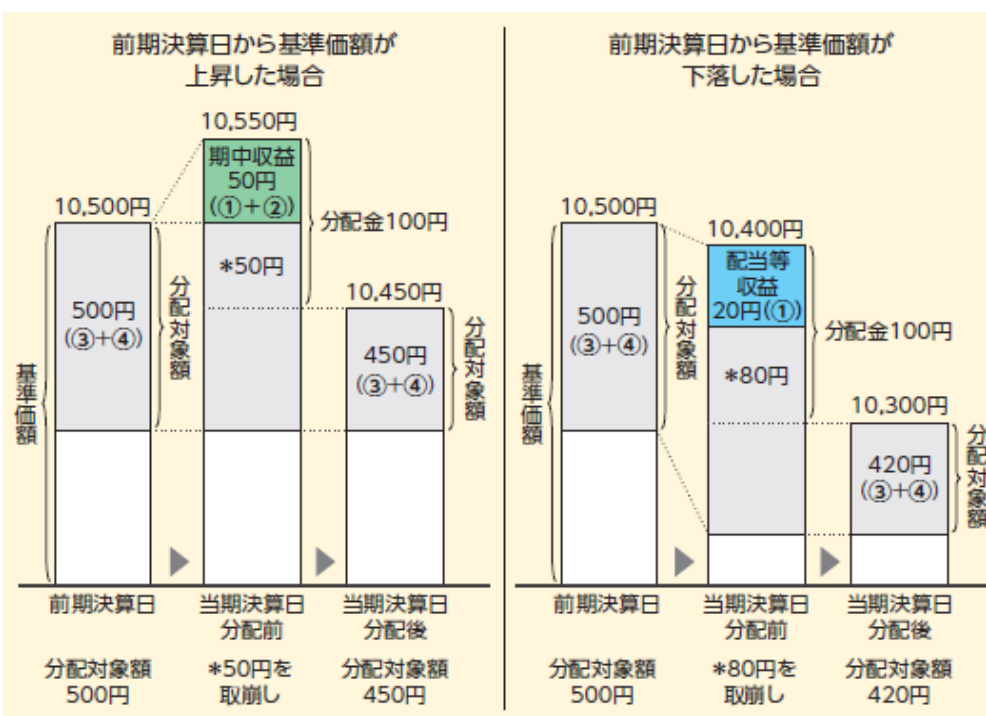
分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



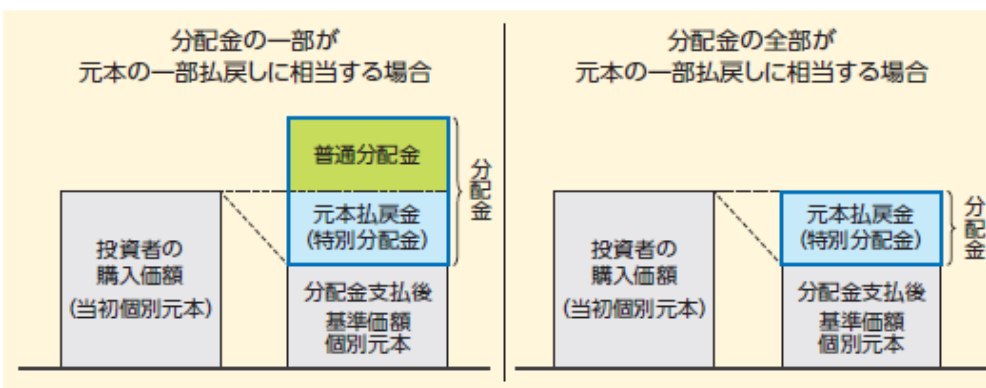
※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

分配対象額とは、

- ① 経費控除後の配当等収益
 - ② 経費控除後の評価益を含む売買益
 - ③ 分配準備積立金
 - ④ 収益調整金
- です。

※右記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆あるいは保証するものではありませんのでご注意ください。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。



普通分配金

個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

※普通分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付目論見書)の「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

元本払戻金(特別分配金)

個別元本を下回る部分からの分配金です。元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、分配後はその金額だけ個別元本が減少します。

※元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

<本資料のお取扱いにおけるご留意点>を必ずお読みください。